

令和8年度 第10期辰野町介護保険事業計画・
高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月 辰野町

1. 目的

辰野町の高齢者の状況を的確に把握し、国・県の動向を踏まえながら辰野町が取り組むべき課題や高齢者施策の方向性、介護サービス量や目標等を定める第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画を策定することを目的とし、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を、プロポーザル方式(企画提案方式)により選定するための必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画
策定業務委託

(2) 業務内容

別添「令和8年度 第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

ただし、この仕様書は業務成果として求める仕様を標準として示すものであり、提案者の独自提案の内容を制限するものではない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 提案上限額

3,685,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※本上限額は、予算限度額であり、上記額を超える提案については採用しない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 令和7・8・9年度辰野町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 辰野町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領(平成24年9月14日告示第20号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 辰野町暴力団排除条例(平成24年辰野町条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがされていないもの。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が審査・認定するプライバシーマーク取得法人又はプライバシーマーク取得予定の法人であること。
- (8) 企画提案書提出日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

- (9) 手形または小切手の不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること

4. スケジュール(予定)

内 容	日 程
実施の告知(町ホームページにて)	令和8年4月13日(月)
企画提案参加意思確認書の提出期限	令和8年5月1日(金)
参加資格審査結果の通知	令和8年5月8日(金)
質問書の提出期限	令和8年4月24日(金)
質問に対する回答	令和8年4月28日(火)
企画提案書の提出期限	令和8年5月15日(金)
プレゼンテーション審査	令和8年5月21日(木)
審査結果の通知	令和8年5月27日(水)

5. 質問の提出及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式3号)に質問事項を簡潔にまとめ記載し、辰野町役場まちづくり政策課に電子メールにより提出すること。メール送信後に電話にて受信の確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和8年4月24日(金)正午まで

(3) 質問に対する回答

令和8年4月28日(火)までに電子メールにより送信し、併せて町公式ホームページに掲載する。なお、電話や口頭等による個別の対応はしない。

6. 企画提案参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加意思確認書(様式1号)

業務受託実績書(様式2号)

(2) 提出先

辰野町役場まちづくり政策課財政係

(3) 提出期限

令和8年5月1日(金)午後5時

(4) 提出方法

郵送(必着)又は持参

(5) 参加資格審査結果の通知

① 参加資格の審査結果は、令和8年5月8日(金)までに電子メールで送信する。

② 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

資格要件が満たなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日を除く。)以内に書面により説明を求めることができる。

7. 企画提案書の作成及び提出

(1) 提案手続

- ① 参加者は、企画提案書(任意様式)を提出するものとする。
 - ア) 提出期限 令和8年5月15日(金)午後5時
 - イ) 提出先 辰野町役場まちづくり政策課財政係
 - ウ) 提出方法 郵送(必着)又は持参
 - エ) 提出部数 11部

(2) 企画提案書

- ① 企画提案書は仕様書に基づき作成するものとし、「令和8年度 第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定業務委託公募型プロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」という。)に記載された審査項目の内容が網羅されていること。
- ② 用紙サイズは JIS 規格 A4 版とし、頁番号を付記すること。
- ③ 企画提案書には見積書(経費の内訳書を含む)を添付し、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。
- ④ その他企画提案者が必要と認める資料
- ⑤ 企画提案書の内容について、必要に応じて問い合わせをする場合があるため、担当者の氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス等)を企画提案書の表紙に明記すること。

8. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

事業者体制、費用対効果、企画提案、プレゼンテーション等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

また、事業者からの企画提案書等については、「令和8年度 第10期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が審査し、受託候補者を選定する。

本業務の契約候補者の選定は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、選定委員会で審査し、最も優れた企画提案のあった者を契約候補者とする。

(2) 審査・選定

- ① 契約候補者の審査は、選定委員会において実施する。
- ② 提出された企画提案書及び関係書類による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により、最も優れた企画提案のあった1者を選定する。
- ③ 審査は、評価基準により行う。なお、各項目における評価点の合計点は100点とする。各審査員の合計評価点の平均点が50点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。また、企画提案参加者が1者の場合も審査を行う。
- ④ 審査の際や採択後に事業者に対して、計画の見直し等を要望することがある。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 実施日時
令和8年5月21日(木)予定

② 実施場所

辰野町役場庁舎内

※ 詳細は、改めて電子メールで通知する。

③ 出席人数

1事業者3名以内

④ 持ち時間

入退室に要する時間を含めて45分以内とし、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度とする。

9. 審査結果

審査結果は、令和8年5月27日(水)までに電子メールにより送信する。併せて、辰野町公式ホームページで審査結果を公表する。

10. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書は、提出後において内容の変更は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。

11. その他

(1) 失格または無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格または無効とする。

- ① 申請書類に虚偽の記載があったとき
- ② 申請者の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき
- ④ 申請資格を有していないことが判明したとき
- ⑤ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
- ⑥ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと町が認めたとき
- ⑦ その他不正な行為があったと町が認めたとき

(2) 費用負担

企画提案書等の申請にかかる費用は、企画提案者の負担とする。

12. プロポーザル参加申請書類、企画提案書等の提出先

本件についての問い合わせ先

辰野町役場まちづくり政策課財政係(担当:武井)

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

電話 0266-41-1111 (内線 2224)

FAX 0266-41-3976

E-mail zaisei@town.tatsuno.lg.jp